

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県伊達市長

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び福島県後期高齢者医療広域連合規約の規定に基づき次に掲げる事務を行う。また、当該事務において特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 (1)後期高齢者医療被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2)後期高齢者医療資格確認書等、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 (3)後期高齢者医療給付の支給に関する事務 (4)高齢者の医療の確保に関する法律第69条第1項の規定による措置に関する事務 (5)高齢者の医療の確保に関する法律第92条の規定による一時差止めに関する事務 (6)高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の規定による保険料の徴収又は同条第2項の規定による保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、福島県後期高齢者医療広域連合標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊達市健康福祉部国保年金課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1198
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----------	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠のできるキャビネットに保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

後期高齢者医療に関するシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	課長 清野博幸	課長 佐藤直子	事後	人事異動のため
平成29年8月1日	II 1 いつの時点か	平成27年9月10日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年8月1日	II 2 いつの時点か	平成27年9月10日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 1. いつの時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2. いつの時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 1.③システム名称	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療システム、福島県後期高齢者医療広域連合標準システム	事後	
令和1年6月26日	I 3.法令上の根拠	番号法第9条第1項及び同法別表第一の59の項	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第一、59の項	事後	
令和1年6月26日	II 1.いつの時点の計数か	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.いつの時点の計数か	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	－	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和2年8月7日	II 1.いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II 2.いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 1.いつの時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 2.いつの時点の計数か	令和2年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年7月14日	I 4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年7月14日	I 4②法令上の根拠	空欄	・番号法第19条第8号及び別表第二の82項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事後	
令和4年7月14日	IV 6.情報連携ネットワークとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) 十分である	事後	
令和4年7月14日	IV 6.情報連携ネットワークとの接続	[○]接続しない(提供)	[]接続しない(提供) 十分である	事後	
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和5年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(2)後期高齢者医療被保険者証、被保険者短期証、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	(2)後期高齢者医療資格確認書等、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務	事後	
令和7年3月1日	I 3.法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表第一、59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令。第46条(高齢者医療確保法関係)	番号法第9条第1項 別表85の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年3月1日	I 4.②.法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二の82項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の2の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年3月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である(判断の根拠を記載)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	－	十分である(判断の根拠を記載)	事後	様式変更に伴う追加